

基本施策評価表

上下水道ビジョン基本方向	Ⅲ	安心して飲める良質な水の供給
--------------	---	----------------

基本施策	10	小規模貯水槽の管理指導
------	----	-------------

基本施策目標
共同住宅等に設置している小規模貯水槽の水質や整備の状態等の点検を引き続き実施し、管理者に対して必要な指導・啓発等を行い、安心な水道水の供給に努めます。

計画主要施策	計画主要施策の概要・取り組み目標	H25年度 実績(成果)	評価
1 小規模貯水槽の管理指導	<p>〔概要〕 小規模貯水槽(10m³以下)は建物の管理者等が管理していますが、水質の確保ができていない場合があります。そのため、本市が貯水槽の点検を実施し、必要な指導・啓発を行い、安心して飲める水道水の供給に努めます。</p> <p>〔取り組み〕 小規模貯水槽の点検、水質検査を実施し、その結果に基づき、施設管理者に必要な指導・啓発を行います。</p> <p>〔目標〕 継続実施</p>	点検の結果、水質異常は0件、直結直圧給水への変更11件の内、申請のない改造は5件であった。無申請の5件に対しては、助言・指導を行った。	A
小規模貯水槽の貯水槽の水質検査実施	(参考:H21 1,197件 H22 1,147件 H23 1,089件 H24 802件) H25 1,036件		

基本施策 総合評価	A
-----------	---

評価結果の説明等
<p>法的な適用を受けない小規模貯水槽水道の点検について、25年度は、1,069件の所有者等に協力依頼した結果、1,036件の点検を行い、その調査結果を書面で通知した。</p> <p>点検の結果、水質異常が0件で、安全な水道水の供給を啓発できた。</p> <p>また、必要な改造工事を行っていない無申請の直結給水の施設に対しては、出水不良や断水時に、情報提供ができないことを説明したうえで、現状復帰に努め、貯水槽の適正利用を行うよう助言、指導した。また、正式な直結直圧給水への変更についても説明した。</p> <p>以上の取り組みの結果、目標を概ね達成することができたことから評価をAとした。</p>

今後の取り組みの方向性・展開方針
<p>法的な適用を受けない小規模貯水槽水道の点検は、水道事業者の義務ではないが、自主的なサービスとして実施している。</p> <p>これは、飲料水の衛生上の問題を未然防止し、お客さまに安全な水道水を届けるため、平成26年度は、引き続き自主的な点検を実施するが、小規模貯水槽管理の実態を見極めて、今後の方向性を検討していく。</p> <p>また、点検を実施する中で、設備不良や水質異常等が確認された場合は、現地で貯水槽施設管理者等に適切な助言・指導を行う。無申請の直結直圧給水の施設へは、適正利用の啓発に取り組んでいく。</p>

★参考(計画主要施策に関連する事務事業実績測定)

事務事業名	今後の方向性	所管部署	ID
1 水道管路維持管理事業	改善	水道保全課	30400